

2023（令和5）年度 4月入学 入学料免除・前期分授業料免除申請のしおり

書類提出期間：

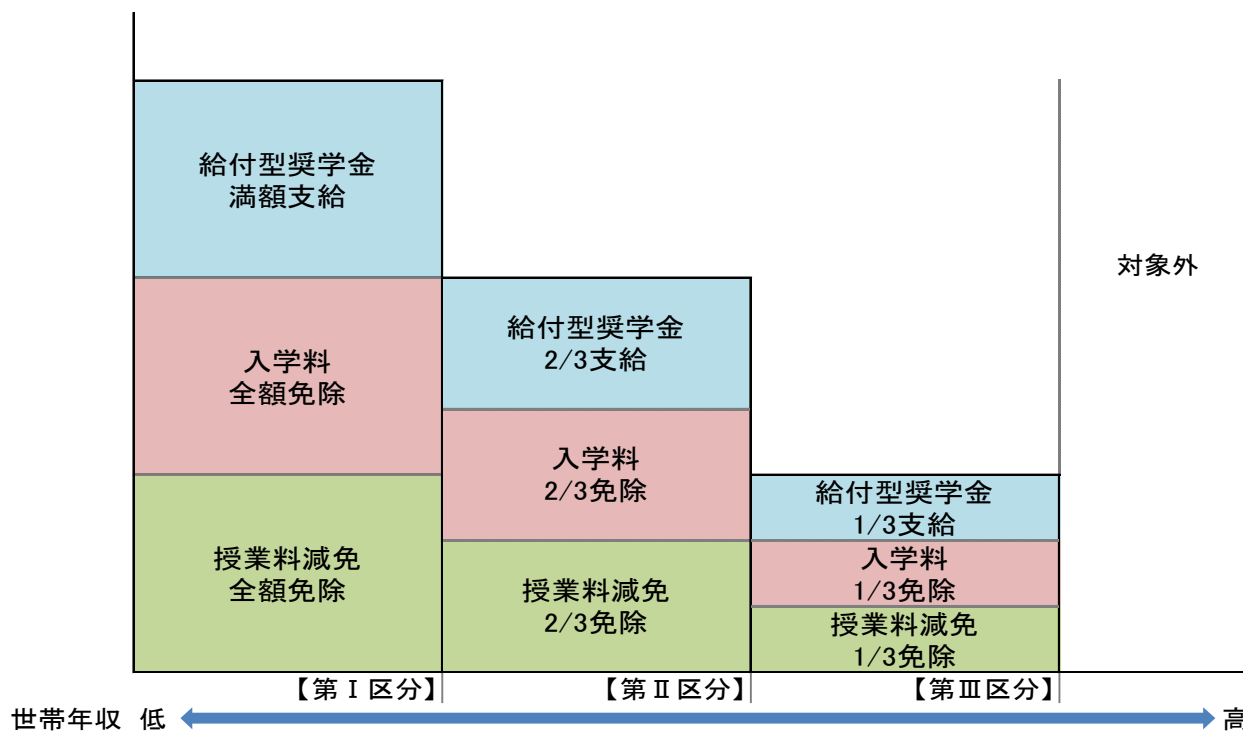
入学料免除 授業料免除	入学手続期間中 ※郵送の場合は、必ず、 入学手続書類に同封 してください。 ※申請する場合は、入学料は納付しないでください。
----------------	--

注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 申請者（学生）は、このしおりを熟読の上、申請に必要な書類等を取り揃えて、指定された期間内に提出してください。 申請書類は、不備がないかを確認の上、申請者本人の持参又は郵送により提出してください。 ※書類提出期間を過ぎた場合は、受理しません。 一定の家計基準及び学力基準を満たし、日本学生支援機構給付奨学金に採用された方が、給付奨学金の支援区分に応じて、給付奨学金の支給と入学料・授業料免除の支援をセットで受けることができます。 （給付奨学金＋入学料免除＋授業料免除） 今回の申請を行うことにより、入学料と授業料（2023年度前期分）の減免申請を同時に行うことができます。なお、申請後に別途書類が必要になる場合があります。その場合は、大学から連絡しますので、香川大学学生生活支援課の番号（087-832-1163、1398）を携帯電話に登録しておいてください。 申請の取り下げは、申請者本人からの申し出があった場合についてのみ、これに応じます。学資負担者（父母等）が申請を取り下げようとする場合は、申請者本人を通して申し出てください。 2023年3月31日までに入学を辞退する場合、又は申請を取り下げる場合は、未納の入学料は必ず納付していただきます。 ※納付がない場合は、入学辞退及び申請取下げは許可されません。
-------------	--

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学 学生生活支援課 TEL：087（832）1163または1398 FAX：087（832）1170
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学 経理課 TEL：087（832）1086

1. 高等教育修学支援新制度について

香川大学は2020年4月より開始されている高等教育修学支援新制度の対象校です。高等教育修学支援新制度は、給付奨学金の支給と入学料・授業料の減免をセットとして支援する制度です。採用には家計基準と学力による審査があり、採用された場合は、家計基準に基づいて以下の3区分に分けられます。給付奨学金の支援区分Ⅰ～Ⅲに該当する者が、入学料・授業料減免の対象者となり、区分に応じて減免されます。



2. 申請の対象者

入学料免除・授業料免除は、日本学生支援機構給付奨学金に採用された学部学生（留学生除く）が対象となります。

- (1) 高等学校の予約採用において給付奨学金に申請中または採用候補者に決定している者
予約採用候補者は2023年4月に進学届を提出することで採用が決定します。入学後、大学が定めた期限までに必ず進学届を提出してください。
- (2) 入学後に給付奨学金「在学採用」に申請予定の者（予約採用をしていない者・新編入学生（※新編入学生は（4）も参照））
入学後、必ず日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」に申し込んでください。給付奨学金の在学採用については、香川大学ホームページ及び、掲示板でお知らせします。
- (3) 総合型選抜入試等で既に入学料を納付し入学手続きが完了した者で、授業料免除申請を希望する者
入学後、必ず日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」に申し込んでください。給付奨学金の在学採用については、香川大学ホームページ及び、掲示板でお知らせします。

- (4) 新編入学生で、現在在籍している大学等において日本学生支援機構給付奨学生になっている者で、
本学入学後も引き続き支援を希望する者

※予約採用の者も在学採用の者も、給付奨学金の結果が出るまでは、入学料・授業料の徴収が猶予されます。申請者は入学料・授業料を支払わずに、入学料・授業料免除の手続きを行ってください。

3. 提出書類

(1) 高等学校の予約採用において給付奨学金に申請中または採用候補者に決定している者

提出書類	留意事項	提出時期
① 提出書類確認書	すべての項目に漏れがないように記入してください。	入学手続き期間中
② 入学料免除・徴収猶予申請書		
③ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）		
④ 結果通知用封筒 1 通	長形 3 号(120×235)の封筒に 404 円分の切手を貼付し、宛先に学資負担者の住所・氏名を記入してください。封筒表の左下に、受験番号と本人氏名を記入してください。	
⑤ 日本学生支援機構給付奨学金予約採用候補者決定通知書の写し	申請中で届いていない者は、入学後、4月7日（金）までに学生生活支援課へ提出してください。	

※①～⑤すべてを入学手続き期間中に提出することにより「入学料免除」と「2023年度前期分授業料減免」申請手続きが完了します。ただし、入学後に進学届を提出しなかった場合、申請は無効になります。

(2) 入学後に給付奨学金在学採用に申請予定の者

提出書類	留意事項	提出時期
① 入学料免除・徴収猶予申請書	すべての項目に漏れがないように記入してください。	入学手続き期間中

※①の書類を入学手続き期間中に提出し、入学後、日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」に申請することにより「入学料免除」と「2023年度前期分授業料減免」申請の手続きが完了します。（給付奨学金申請時に授業料免除申請も同時に行います。）ただし、入学後必ず給付奨学金「在学採用」に申込み、所定の手続きを完了させなければ、申請は無効になります。

給付奨学金「在学採用」の申請期間は、別途ホームページ、掲示等でお知らせします。

(3) 総合型選抜入試等で既に入学料を納付し入学手続きが完了した者で、授業料免除申請を希望する者
 予約採用にて日本学生支援機構給付奨学金申請中または、採用候補者に決定している者は、(1)を参照
 して必要な書類を学生生活支援課へ提出してください。ただし、(1)の①入学料免除・徴収猶予申請書
 は不要です。提出締め切りは、3月30日(木)です。

上記以外の者は、入学後、日本学生支援機構給付奨学金「在学採用」に申請することにより「2023
 年度前期分授業料減免」申請の手続きが完了します。(給付奨学金申請時に授業料免除申請も同時に行いま
 す。)給付奨学金の支援区分Ⅰ～Ⅲのいずれかに採用された場合は、支援区分に応じて入学料と授業料が
 減免されます。すでに入学料を納付している場合は、減免額分を返還する予定です。
 給付奨学金「在学採用」の申請期間は、別途ホームページ、掲示等でお知らせします。

(4) 新編入学生で、現在在籍している大学等において日本学生支援機構給付奨学生になっている者

提出書類	留意事項	提出時期
① 提出書類確認書(編入学者用)		入学手続き期間中
② 入学料免除・徴収猶予申請書 ※過去に新制度による入学料の免除を 受けたことがある方は、提出不要です。 (再度この制度による入学料免除は受 けられません。)	申請者・学資負担者がそれぞれ自署・捺 印してください。	
③ 大学等における修学の支援に関する法 律による授業料等減免の対象者の認定 に関する申請書(A様式1)	すべての項目に漏れがないように記入し てください。	
④ 結果通知用封筒1通	・長形3号(120×235)の封筒に404円 分の切手を貼付し、宛先に学資負担者の 住所・氏名を記入してください。(※入学 料免除申請書を提出しない方は84円切手 を貼り付けてください。) ・封筒表の左下に、受験番号と本人氏名 を記入してください。	
⑤ 日本学生支援機構給付奨学生証の写し		
⑥ 2022年10月以降の支援区分が分 かるもの	スカラネットPSの画面コピーや授業料 等減免認定結果通知書写し等	
⑦ 大学等における修学の支援に関する法 律による授業料等減免の実績に関する 報告書(A様式10)	編入学前の在籍学校に発行してもらって ください。(4月以降で可) <u>令和5年3月の学力による適格認定結果 を含む報告書が必要</u>	入学後速やかに 提出して下さい

※奨学金の継続手続きは、別途行ってください。

4. 提出書類確認書、入学料免除・徴収猶予申請書および申請書（A 様式 1）の入手方法

香川大学ホームページから印刷してください。

香川大学ホームページトップ>学生生活・就職>授業料・入学料・奨学金・保険制度>

（新入生用）入学料免除・徴収猶予及び授業料免除について

URL : <https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/tuition-info/16198/>

しおり等を郵送で請求する場合は、入学手続案内に記載の方法で請求してください。

5. 提出時期

申請書類は「入学手続き期間中」に提出してください。

※郵送の場合は、必ず入学手続書類に同封してください。

※申請する場合、入学料は納付しないでください。

6. 給付奨学金採用の支援要件及び選考基準について

※詳しくは日本学生支援機構ホームページや給付奨学金案内冊子で確認してください。

(1) 在留資格等に関する要件（日本国籍ではない場合）

下記の①～③のいずれかに該当すること

- ① 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ② 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ③ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者もしくは永住者の配偶者等に準ずる者と当該者が在学する学校の長が認めた者（＝将来永住する意思があると認められた者）

(2) 大学等への入学時期に関する要件

下記の①～③のいずれかに該当すること。ただし、過去に本制度による支援の対象者として認定を受けたことがある者（転学・編入学する者は除く）や認定取消を受けたことがある者は対象になりません。

- ① 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含む）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者

(3) 収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が対象です。日本学生支援機構ホームページの進学資金シミュレーターを使用することで収入基準に該当するかおよその目安として確認できます。下記 URL、もしくは「JASSO 進学資金シミュレーター」で検索してください。**給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）**を選択してください。

※シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しませんので、あくまで目安としてご利用ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(4) 資産基準

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等（土地等の不動産は含まない）の資産の合計額が基準額（生計維持者が 1 人の場合は 1,250 万円、2 人の場合は 2,000 万円）未満であること。

(5) 学業成績等に関する基準（採用時）

（入学後 1 年を経過していない者で転学・編入学等の場合を除く）

次の①～④のいずれかに該当すること。

- ① 高校の評定平均値が 3.5 以上であること。
- ② 入学試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること。
- ③ 高卒認定試験の合格者であること。
- ④ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

7. 給付奨学金受給中の手続き等

(1) 収入基準の確認

日本学生支援機構が、提出されたマイナンバーにより毎年夏頃に給付奨学生の所得、住民税情報を確認します。そのうえで 10 月からの支援区分が見直しされ、支援区分に応じた奨学金の支給と授業料の減免額が適用されます。ただし、いずれの支援区分にも該当しない場合は、1 年間給付奨学金の支給と授業料の減免が停止されます。

(2) 資産基準の確認

日本学生支援機構が毎年春頃に給付奨学生に資産に関する申告を求め、基準に該当しない場合は、当年度の 10 月から 1 年間給付奨学金の支給と授業料の減免が停止されます。

(3) 学業成績等の確認

本学が学年末ごとに給付奨学生の学業成績などの基準に関する判定を行い、「廃止基準」のいずれかに該当する場合は給付奨学金が打ち切られます。また「警告基準」に該当する場合、給付奨学金は継

続されますが、学業成績の向上に努力するよう促す予定です。

8. 廃止・警告について

(1) 下記の廃止基準に該当する場合は給付奨学金の支給及び授業料減免が廃止されます。

区分	学業成績の基準
廃止	① 修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。 ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ④ 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く。） ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 ③ 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当する者を除く）。

※廃止の区分となり、高等教育修学支援新制度で定める特定の条件（成績が著しく不良）に該当する場合は、支援額の返還を求められます。

(2) 下記のいずれかに該当した場合は支援の廃止及び返還が求められます。

- ・偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
- ・退学、除籍または3ヶ月以上の停学の処分を受けた場合

(3) 下記のいずれかの場合は支援が停止されます。また、停止期間分の授業料の減免額は月単位で処理される予定です。

- ・休学が認められた場合その間支援は停止されます。復学時に申請することによって再開されます。
- ・3ヶ月未満の停学及び訓告を受けた場合支援が停止されます。停学は停学期間、訓告は1ヶ月の停止となり、停止期間経過後に申し出することで再開されます。
- ・支援の継続手続きを行わなかった場合は給付奨学金の支給は停止されます。また、授業料の減免については、前期・後期それぞれ申請しなければなりません。申請しなければ、申請がなかった期間、授業料は減免されません。

9. 申請のスケジュール（予定）

	給付奨学金 申込	入学料・ 前期分授業料免除申請	入学料・ 前期分授業 料結果通知	継続願提出 （後期分授業 料免除申請）	後期分授業 料免除結果 通知	継続願提出 （翌年度前期分 授業料免除申請）
予約採用者	高校在学中	入学時／ 入学後、給付奨学金手 続き時（在学採用）	7月中旬頃	8月頃	12月 中旬頃	1月頃
在学採用者	入学後 5月					

※スケジュールは現時点での予定です。変更になることがありますので、大学HPや掲示板をこまめに確認してください。

10. その他

○授業料減免の申請は、前期・後期ごとに行います。申請しなかった場合、その期間は給付奨学金の支援対象者となっても、授業料は減免されません。

○提出期限を過ぎた場合は受理しません。

○**2023年3月31日までに入学を辞退する場合、又は申請を取り下げる場合は、未納の入学料を直ちに納付してください。納付がない場合は、入学辞退及び申請取下げは許可されません。**

○入学料・授業料徴収猶予期間

結果が出るまでは、徴収が猶予されますので、申請した者は、本学が指示するまでは入学料・授業料を納付しないように注意してください。また、許可されなかった者・一部減免を許可された者は、本学の指示があり次第、速やかに入学料・授業料を納付してください。

授業料口座引落の手続き

授業料は、原則として「口座引落」での納入となります。授業料免除を申請する場合も、必ず2023年3月末までに「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（3枚綴り）を金融機関へ提出してください。「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込利用申込書受付通知書」及び口座引落手続きの詳細に関する案内（「授業料の納入について」）は、入学手続書類に同封しています。

授業料免除の結果が出るまで、徴収は猶予されますので、引落を行うことはありません。授業料引落日は、免除結果の通知にてお知らせします。

【問い合わせ・書類提出先】

香川大学学生生活支援課

〒760-8521 香川県高松市幸町 1-1

TEL：087-832-1163、1398